

礼あらせ給ふ事、譬、大臣に対せらるゝ時ハ、いつも御座を改られ、御意の下るも、其元が斯いひやる、主斯ふ達しやれなどのたまひ、大臣の噂を他のもののにのたまハするも、誰某が斯ふいひやつて、誰某かはなしやるなんどのたまハせて、苟も彼を卑下せる御言葉なく、御小姓頭に對せられても、御用の時は御火燵を離れたまひ、御用にて御左右に人なき時、若も御煙草の火のきへたらん時、御小姓衆を呼までもなく、御火入を持出て渡さんとすれば、達而の御辞退あり、勿体なし、何の苦しかるへきと持出れば、是ハ慮外にておりやる、夫ならハ一寸いひつけてたべなと

礼をもつて對される。譬えば大臣に對しては、いつも座を改められ、御意も、そこもとがこう言う、あなたこう通達せよ等と言ひ、大臣の噂を他の者にする際も、誰某がこう言つて、誰某が話している等と話し、苟も彼を卑下する言葉は使わない。小姓頭に對しても、用事がある時は炬燵を離れる。近くに人が居ない時、もしも煙草の火が消えてしまつたら、小姓衆を呼ぶまでもないので、火入を持出して渡そうとする、強く辞退されるので、勿体ない、何も差支えなどありませんと持つて出ると、是は思いがけない、それなら一寸言付けてくれ等と

袴のせめふ事 磯大臣に對せし時 いらつと
清水と改つと 清意の下も 其えが 斯いじや
之斯くを 一やれが どのつと あり 大臣の時 地のもの
のつと あり 誰某が 斯いじや 誰某の 車
やが どのつと あり せし 昔も 彼を 車下 せし
清水系なく 清水姓の 小對せし 通ても 清用の 時
清水姓と 離つ あり 清用よ 清水右 小人なき 時
若も 白糖 火のま せん 時 清水姓と 呼ば
よも なく 清水入と 持つ 清と あり 誰某の 辭
返り 勿神 何乃 若く 清と 持つ 誰某の
通外 ちや なる 一すい 清水と なる

いと恐多き御意の下れば、余は推て知へきなり、去れば、御近習衆召仕ハるゝも、某々が其程あり、扱召仕ハるゝもの、某々が相応に御わけへだてなく、扱其内に志あるものにハ、又別に寵遇も厚かりし也、扱礼を重んじたまへる事、事々物々にその験を挙げがたし、一事をもていハゞ、公隱居ましゝ三丸御殿に移らせ給ひて、予を折々召て侍座せしめたまひ、年の十二月廿八日御咄納とてめされ、又明る元日にも御咄初とて召れし、是を例として、廿八日、或廿九日御咄納とてめされ、元日にハいつも御咄初とて召るゝ事也、去れば其初年元日の事也、七半時過る頃、上りける

大層恐多いお言葉をくだされる。他は推て知るべし。それ故、近習衆の召使い方にも、某々がその程あり（訳註）、召仕われる者は相応に分け隔てせず、意欲ある者には、又別に厚く寵遇した。さて、礼を重んじる事、それぞれの物事にその具体例を挙げがたいが、一つの例を挙げれば、鷹山が隱居して三の丸御殿に移つてから、折々に善政をお側に呼び侍らせ、年の十二月二十八日は御咄納め、又明けて元日には御咄初めとして召し、これを例として、二十八日あるいは二十九日は御咄納め、元日は御咄初めといつて招かれた。さて、その初年の元日の事、五時（七時半時）過に参上した所、

いと心多き清言のふれが竹を推て知(き)きかりき
清言の氣を仕(し)るも某(あ)が其(その)終(は)りぬるはつ
もの某(あ)がおたふれ(け)づてなくぬ(ぬ)るはつ
るものよ(い)又(また)ある(る)寵(寵)遇(遇)も存(ぞ)りり(り)也(也)ぬ(ぬ)禮(禮)と重(重)ん
ふ(あ)つ(つ)事(事)事(事)く(あ)つ(つ)其(其)強(強)と(あ)が(あ)一(一)事(事)と
も(あ)い(い)づ(づ)公(公)隱(隱)居(居)中(中)し(し)く(く)三(三)丸(丸)清(清)坂(坂)よ(よ)移(移)る(る)坊(坊)あり(り)て
予(予)を(あ)お(お)く(く)る(る)侍(侍)坐(坐)せ(せ)る(る)は(は)あ(あ)ひ(ひ)年(年)の(の)十(十)二(二)月(月)也(也)
八(八)日(日)清(清)吐(吐)納(納)と(と)め(め)され(れ)又(又)明(明)る(る)元(元)日(日)よ(よ)も(も)清(清)吐(吐)初(初)と(と)め
る(る)は(は)是(是)を(を)例(例)と(と)して(して)廿(廿)八(八)日(日)本(本)廿(廿)九(九)日(日)清(清)吐(吐)納(納)と(と)め
され(れ)元(元)日(日)よ(よ)い(い)つ(つ)も(も)清(清)吐(吐)初(初)と(と)め(め)る(る)事(事)也(也)ま(ま)れ(れ)ど
其(其)初(初)年(年)元(元)日(日)の(の)事(事)也(也)七(七)半(半)時(時)ころ(ころ)に(に)と(と)ら(ら)る(る)事(事)也(也)

御左右の衆をして、予の服の、のしめなるか、服紗なるかを見せたまひ、のしめ着せしかバ、御のしめ、御上下に召替て逢せられし也、御隱殿の事也、予か隱者なる、何ぞ斯までに及バせたまはん、斯る事におハせば、余ハ推て知へき事也、扱御側近くみやつかひし奉る御近習衆召仕ハるゝに、御心を尽したまへる事、年中朝暮の事なれば、是も亦事々挙ては記がたし、左の一事をもて其余ハ知べし、公隱居ましゝて後ハ御保養のためとて、茶をも御ミづから煎したまへバ、御煙草の火とて、人をめさるゝ御用なし、夏の日の炎熱にハ、朝、戸障子のひらき

お側の衆に善政の服が熨斗目なのか服紗なのかを確かめさせ、熨斗目を着ていれば、熨斗目、上下に召替て逢われた。隱殿の事で、しかも、善政は隱居の身、どうしてここまで気を配られるのだろうか、このようなことなので他は推して知るべし。さて、鷹山の側近くで宮仕する近習衆を召仕われる際にも、心を尽くされている事、年中朝暮の事なのでこれもまた全ては記しがたく、一つの例を挙げるので他は推測してほしい。鷹山は隱居されてから、保養のためと、茶も自ら煎じ、煙草の火とても人に頼むことはない。夏の日の炎熱には、朝、戸障子の開き、

清左右の流として予り服の如くのがるの後缺るる
りと見せしあひけりめ名せしりば清右の清上下に
石智て逢せしき也清徳殿乃事也予り徳者なる
何ぞ勤中として小及ばせしあひん切る事小おいせだ
解の推て知しき事やぬ清側近くもや清りし
なる清を習流るはりしよ清心をさしあひ
事の中知言の事なりば是ともあましく奉てむ
記ごうた乃一事をもて其解の知づー公隠居
すしくてはハ清保養のうのとて業をも出さず
業しはあハ清徳の火とて人も人とのさす清
月形一夏の目此少熱よハ知戸障子乃むしき

はづしより、夕のたてさしに至まで、御ミづから
なし給ふゆへ、御用なき日ハ、御近習衆の交替に、
終御目見せずして退しりぞくものあり、是ミやつかへ
せるものゝためにハ事なく閑ひまにて、仕合しあわせなるがご
とくなから、退てのち、誰だれかけふの御機嫌を
伺うかがいたてまつ奉りし時、けふは御目見せざりしと答えた
らんハ、何とか其人そのひとの首尾あしげにもきこゆべき
か、此事の御氣がゝりより、交替に各揃そろいたる頃
を考たまひ、事なきに彼等が詰所へのぞミたまひ、
寒暖、又ハ時のけしきなど一ツ二ツ御咄はなしありて、
入らせたまひし、

○ 天明四年の事也、去年の飢饉ききんに人民安から

外し、夕のたてさしに至まで、自分でされ
るので、御用のない日は、近習衆の交替時
までに、ついに御目に掛らず退出する者も
ある。これは宮仕する者にとつて、何事な
く平穩なので、仕合な事であるが、退出し
て後、誰かに今日の様子を聞かれた時、今
日はお目に掛らなかつたと答えるのは何か
首尾が悪い人にも思われるだろうと、気を
使われて、交替に揃そろいつた時を見計らつて、
何もなくとも詰所へ行かれ、寒暖や季節の
景色等一ツ二ツ話されて入られた。

四十四 天明四年の事である。去年は飢饉
だったので人民は心穏やかで

らづーあり夕のたをけよ玉はぐ清らづー如く
あふゆ（清用がまき目）清と智の底乃交者一（終法
目見せび）て退もの有り是らやほり（せるもつ
このよ）事なく困よて仕合らづ（おとく）なあり
退くつら誰のらふの清機姫と伺なり（時）ら
清目見せび（り）と答（ら）ん（何）と（其）人の（そ）尾
何（げ）は（も）き（こ）も（き）け（事）の（清）氣（が）（と）より（交
者）ふ（を）持（た）る（は）を（考）へ（は）し（る）な（ま）き（ふ）彼（等）の
諸（所）（の）ぞ（と）（あ）い（ま）暖（又）（の）時（乃）（ら）（り）（記）那（を）
一（つ）二（つ）清（吐）（何）（り）（て）（な）（さ）（る）（は）（し）

○天明四年の事也 去年の飢饉ふ人民安ら

さる、折ふし連日の雨氣にて、或曇り、或雨ふり、曇雨相半して、晴るゝ日更になく、盛夏の頃裕を重、わた入を着るといふほどなりければ、今年の作毛覚束なく、人民危急のおもひをなしける、斯りけれハ、六月十一日林泉寺、宝珠寺へ五穀成就の祈祷仰付られ、猶も御大事におほし、憂ハせ給ひ、二丸の諸寺院を召れ、御堂（御本丸東南の隅、謙信公の御遺骸安置まします御霊屋）におひて、二夜三日の御祈祷、御執行あり、勿体なくも、公御食を断せられ、二夜三日の間、御堂に籠らせたまひける、至誠感神とかや、十一日、十二日にハ、或晴、或微雨あり、十三日晴上りてより、二十九日まで日々

いられない。折節連日の雨氣、あるいは曇り、あるいは雨降り、曇雨半ばして晴れる日がなく、盛夏の頃でも裕を重着し、綿入を着る程の氣候で、今年の収穫は覚束なく、人民は危急の思いを抱き、かかる状態なので六月十一日に林泉寺、宝珠寺へ五穀成就の祈祷を申し付け、なおも、大事と思ひ憂いて、自らも二の丸の諸寺院を召して、御堂（本丸東南の隅、謙信の遺骸を安置するお霊屋）に於いて、二夜三日の御祈祷を執り行つた。もつたもなくも鷹山は断食して、二夜三日の間、御堂に籠られた。至誠感神というように、十一日、十二日には、晴あるいは微雨、十三日には晴上り、二十九日まで日々

とう打ふ一連日のぬきよて本曇り或雨ふり
 曇るぬきよして晴るく日更よなく盛暑なり比
 給ときわに入とるるといふやどなりり今年
 の他も覚束なく人氏危急のおもひと祈るなり
 り六月十一日林泉寺寶珠寺(五穀成然乃祈
 禱)行ふも程も清大寺(た月一憂)せめい二
 丸の法寺院とるれ御堂清本丸東南の隅謙信公の清
 遺骸を置たりおせり清靈屋
 おひて二夜三日の法祈禱行なり勿祈なくも
 公清食と断せし二夜三日の間御堂よ書しせ
 づはひらる至誠感神とりや十一日十二日ふは本晴
 或微雨なり十一日晴より二十九日まで日く

の大暑とハなれりける、是につき、又有がたき事のありける、公の御断食にて、籠こもらせたまへる事を、御父重定公聞きこしめし、浅からぬ御誠ハ、御感思召なから、斯かかる君にして、煩わづハせたまハズ、人民などか安かるべき、是非の論なし、御志おしを奪うばハせたまひて、御食みおしをすすめ進まらるへき、との御事にて、七旬しちじゆんに近き御老体の御ミづからも御潔齋けっさいしたまひ、粥かゆかしかせ、御ミづから御堂みどうへ持のぼりまし、ひたすらに御すゝめ進られしかバ、などかハ辞じし遂おふせたまふべき、押いたどかせたまひてきこしめせしとぞ、

○ 天明三年夏より秋に至まで、絶たえて暑なく、
単物ひとしもの

大暑となった。このことでは、又、ありがたい事があつた。鷹山が断食で、籠られた事を重定が聞いて、深い誠を感じておられたものの、鷹山が病に侵されては、人民も心穏やかでは居られまい、是非もない、御志を曲げさせ、断食を止め食事をさせなければとのお氣持から、七十に近い老体自ら、身を清められ、粥を炊かせ、みずから御堂へ持参し、ひたすらに勧められたので、鷹山も固辞し続けることができず、押し頂き食事をされたのだつた。

四十五 天明三年夏より秋に至る迄、一向に暑さなく、単物を

の大暑といふがけりけり思ふはたき又もどつてきし事を
けりける公の清酌食よて善うせうあつる事と御父
重定公すしめけりけりぬ清誠の清感思るなり
敷る君よりて頼いせうあつる人民をとりあつるべき
是非の論なり清志を奪ひせうあつて清食を
あつるをとりてきとの中事よて七旬よ近き清老
體を清くけりけりも清潔齋けりあつて粥加けりせ
清くけりけり御堂一持乃ほりあつてむしあつるに
あつるをとりてきけりけりけりけりけりけりけり
べき押しでけりせうあつてきこりめせうあつる

○天明二年夏より秋ふるまで絶て暑なく平地

きしハ、只二、三日なるへし、斯^かる年並^{としなみ}なりければ、作毛^{ふじゆく}不熟^{ふじゆく}して、今年より翌四年まで、奥羽一統^{いっとう}の飢饉^{うへ}とハなれり、去れハ、年来御心を尽されし蓄^{たくわえくら}蔵^{ひら}を發^{ひら}かれ、夫が上に越後、或羽州酒田などにての買米あつて、飢^{うへ}に及^{およ}んとせるにハ、男子二合、女子一合のつもりもて、飯米の御手当あり、味噌^{みそ}を賜^{たま}るあり、きるものまでの御手当ありけるゆへ、餓死に及べるハなかりし、斯^かるほどの年並なれハ、御寢食を安んじたまハす、只人民の事のミ御憂思^{おほ}しめし、御心を尽させたまひしハ、御脚痛と唱られ、御参府をだに延引^{えんいん}したまへるにて、推はかりまいらすへし、去れハ貴と

着たのは、二、三日であつた。このような年並だつたので、作柄の出来が悪く、この年より翌年四年迄、奥羽一統が飢饉となつた。それ故、年来御心を尽された蓄え蔵をひらき、そのうえ越後、羽州酒田等にて買米して、飢^{うへ}てしまいそうな者には、男子二合、女子一合の見積もりで飯米の手当があり、味噌を賜^{たま}うこともあり、着る物までの手当もあつたので、餓死者は出なかつた。これ程の年並なので、治憲は毎日寢食も安からず、ただ人民の事を憂い、心を尽くしていたことは、脚痛と称して江戸参勤さえ延引した事でも推量できる。それ故、

きーい只二三日かゝる一野る年並なりりきとど
此も不熟して今年より望四のちやと奥羽統の飢饉
といふまじりまれば年並清心ととさすけ蓄養と
交りれまがよよ執は本羽列酒田などよとの常米
何つと飽ふあんとせよよ男子二合女子一合
の法ゆりとして飯米の肉もあつり味を湯つり
きるものはどれ肉もあつりるも饑死よ及ぶ
かりり野るなどの年並なれば清寝食とあん
うはつ只只人氏乃事つと清憂思一の清心とと
させうはじり清脚痛と喘き清を府ととと
うはつるよと推るりりはいつす一まればと

なく賤となく、粥かゆを用よ、菜菓さいかを加手かてしてくらへ
など、触渡ふれわたしたまひければ、以後ハ朝の御膳には粥かゆ
をきこしめし例として怠りたまハさりしなり、只
御国民をおほし憂ハせたまふのミか、他の人まで
に及ばせたまへる事あり、御国民ハ君徳によつて、
幸に飢餓を免れしが、隣国の飢餓人多入来りて食
を乞へハ、道路に行倒て死するもの、亦またなきにし
もあらず、去れば道路に倒死せるものあれば、其
村、其所のもの、量はからいとして、其所に埋うずミ、其上
に札建ふだたて、よるべの人を待事、是までの例なりし
を、以後ハ其ほとりの寺に葬ほうむり、布施ほんごもんめ（銀五匁と
て錢四百文也）あたへて回え

貴賤の別なく、粥にせよ、菜菓を加えて食
べよと、触渡し、以後は治憲も朝の御膳に
は粥を食べ、それを習慣とした。ただ自国
民を思い憂うのみでなく、他国の人にまで
及ぶ事もあった。国民は君徳によつて、幸
にも飢餓を免れたが、隣国から多くの飢餓
人が来て食を乞い、道路に行倒れて死ぬ者
もあつた。それ故、道路に倒死の者あれば、
その村、その所の者が計らい、その所に埋
めて札を建て、寄る辺の人を待つのがこれ
までの例であつたが、以後はひとり（訳註）
の寺に葬り、布施（銀五匁つまり錢四百文）
を与えて

かく粥となく粥と用よ菜葉をか辛くして
ついで福酒へあひられればは乃清徳めを
粥ときこうの例として急りあひたりしを
只清國民とた月憂りせあふのこの人の
及むせあつる事あり清國民の君徳より
幸ふ飢饉を免れり隣國の飢饉人多入ありて
食をうへ道法小例て死をるもの亦なきよ
もつたまれば道法よ倒死せるものければ其村
其取のもの量としてまふ埋む其上よ礼建く
ゆるぐの人を待事是よどの例ありしを以て
其やりの寺よ葬を布施福酒をめぐりてありしを回

向^{こう}なさしめ、扱^{さて}大町札^{ふだのつじ}の辻にも札建て、よるへのものを待べし、との御意下れハ、天明四年を始として、以後ハ上^{かみ}の御施主^{せしゅ}にて、葬^{ほうむ}り回向^{えこう}したまはる事にハなりぬ、

○ 安永七年の事也、御先君重定公御代、宝曆五年凶作飢饉^{ききん}して、翌六年八月、施行粥^{せぎやうかゆ}の御手当までもありしかど、餓死せるもの多かりし也、安永七年まで指を折て二十三年に当れると聞せられ、其多内^{そのおきうち}にハ、家内死して、今無縁なるもあるべし、其餓死人のために、今年七月を始として、向後^{こうご}其年忌^{ねんき}に当らん時ハ、例として施餓鬼供養^{せがきくよう}して得さしめよ、との御事にて、閏七月廿日、春日山林泉寺にて、法要執^{しりおこなわ}行^なれ

回向させ、大町札の辻にも札を建て、寄る辺の者を待つべしと命令されたので、天明四年からは御上が御施主として、葬り回向する事になつた。

四十六 安永七年の事である。重定の代、宝曆五年には凶作飢饉で、翌年には施行粥を施されたが、多くの餓死者が出た。安永七年はそれから二十三年に当たると聞かれ、その多くは家族が死に、今は無縁となつた者もあるだろう、その餓死人のために、この年七月を始として、向後はその年忌にはしきたりとして施餓鬼供養を行なえとの事で、閏七月二十日春日山林泉寺にて法要を執行。

向ふさの板大町札乃过よも札建てよるくもの
と納ぐーとの御意ふれは天明四年と始るとは
上の流施よりして葬て回向してはるまふありぬ
○安永七年乃事也清先君重定公清代寶曆五年
凶化創謹して翌六年八月能引粥のつりあるも
阿りしりご飢死せるもの多りし也安永七年まで
指をおて二十二年あるもすせよ其多は
家内死して今を家なるも阿るし其餓死は
今年七月と始るとは向は其年忌あるし時ハ例
として施餓鬼供養して得さのよとの法事あり
同七月廿日春日山林泉寺より法要執行ハ

ければ、廿七年、三十三年にも同寺にて法要ありし也、

○ 安永六年六月廿三日の事也、二、三日の大雨に城東の松川洪水して、山上大橋をはしめ、其下橋々皆流れ、糠目村長樋さへも流せしほどの事也、斯りしほどなりければ、今町、割出町、鍛冶町に至るまで、水溢れて人家危しと聞えしかば、直に御馬に召れ、馳いでたまひ、漫々たる水中に乗入まし、御ミづから水防の御勢遣せさせたまひしかば、人々身命をもちへりミス、飛入て働しほに、民屋危急をのがれて、恙なかりしとぞ、

二十七年忌、三十三年忌にも同寺で法要を行つた。

四十七 安永六年六月二十三日の事である。二、三日の大雨に城東の松川が洪水になり、山上大橋をはじめその下流の橋々皆流れ、糠目村の長樋さえも流れるほどだった（訳註）。これ程なので、今町・割出町・鍛冶町に至る迄、水が溢れて人家危しと聞くと、治憲は直に馬で馳出でた。満々たる水中に乗り入れ、自ら水防の者を指揮したので、それを見た人々は身命をも顧みず、飛込んで働いた。それで民家は危急を遁れることができて、事なきを得た。

りしが廿七年之十二年亦も同寺めく法要あり
し也

○安永六年六月廿三日の事也二三日乃ち大雨
城東の松川洪水して山上大橋をもちの其下橋
皆流し猿目村長樋さへも流せしなどの事之野り
不どらりりれば今町割出町振治町よむは水溢れ
て人家危しと云りりバ出り津馬よむれ池いで
つあひ漫くする水申よ入りし津くづる水
防の清勢をせよせつあひいりつる身命をり
かたりしに飛入し働かどし民屋危急をのり
て恙なりしをぞ

○ 公の政まつしよに御心を尽したまへる事ハ万機の多
き、中々筆の能よくおこなふ及べきにあらず、一事を挙て、
余ハ推おして知へき也、一事の訴訟、一の評判事ひようばんじある
時、年寄衆互に其論を書きつゞりて送れるもの、
是を相談紙面と唱ふ、小事に至てハ、曾かつて上かみの御
下知げちにも及ハぬ事ながら、いつも其相談紙面御取
上あつて、熟覽じゆくらんしたまへるゆへ、民事の賤いやしき諸
役所の小事に至まで、自然に委くわしく知しめせバ、
おのづから下情かじようにも通つうしたまひて、大事を裁斷さいだんし
たまへるに至て、くま／＼届つかせたまひし也、
○ 御在位十九年の美政びせい、枚挙まいきよに暇あらず、其十
が

四十八 治憲が政に御心を尽す事は、万機
に亘り、筆のよく及ぶところでなく、一事
から他を推し量つてほしい。一件の訴訟、
一の評定事のある時に、年寄衆が互にその
考えを書き綴つて送つたものを相談紙面と
称した。小事のことはこれまで上の命令の
範圍でない事だが、治憲はいつもその相談
紙面を取り上げて熟覽されているので、民
事の下々の諸役所の小事に至るまで、自然
に委しく知り、おのづから下情にも通じる
ようになり、大事を裁斷するに至りては、
すみずみまで行届いていた。
四十九 鷹山の在位十九年の美政は枚挙に
暇がない、その十の内の

○公の政小清心とありてはつる事い善機乃多き
中々筆名能及ぶき小阿くは一事と挙て解推て
知す也一事の所訟一の評判する時自家
巨小其論と書はてして道徳なるもの思を
紙面と唱ふ小事よ至ては常に上の清下知
及ぶ事なりといつと其お法紙る所
熟覧してはつる由く民事の物も法
事小至はく自然小委く知しめせ
下情も通してはつて大事と載
至てはく届りせし也

○清在位十九年乃美政枚挙し阿くは其十

一を略記する事左のごとし、法林院様（彈正大弼綱憲公と申奉り、御法名映心と申奉る）御代、元禄十年聖堂并講堂の御経営ありしより、御代々学問の事、厚く御世話在らせらるゝといへども、猶も人材教育の事に、深く御心を尽させたまひ、学生二十人づゝ三年詰にして勤学させよとの御事にて、安永五年学宮御再興させさせたまひし、此御再興以前、明和八年、御師範平洲先生御国元、松桜館へ御請待あり（五月下着翌年三月帰府）学生二十人を撰て勤学なさしめたまひ、御家中の諸士に講談聞しめたまひ、学宮御再興の年も、又々御請待（九月下着翌年三月帰府）ありて、興讓館（学宮の名）中の学政正さしめ

一つを略記すると次のごとくである。法林院（彈正大弼綱憲、法名は映心）の代、元禄十年、聖堂ならびに講堂の建設があつた。代々学問の事には、厚く尽力されたが、なおも人材教育に、深く心を尽し、学生二十人づゝを三年詰めにして勤学させよとの事で、安永五年に学宮を再興させた。この再興以前、明和八年、師範として平洲先生を国元の松桜館へ請待し（五月下着、翌年三月江戸に帰る）、学生二十人を撰て勤学させ、御家中の諸士に講談を聴講させている。学宮再興の年も、又々御請待（九月下着、翌年三月江戸に帰る）し、興讓館（学宮の名称）の学制をを定め

一と略記を著す事たのこしし法林院様彈正大弼綱憲
法名映心と清代元禄十年聖堂并講堂の清経営あり
 ありしより清代に學問を著す清世話をせら
 るるといふも然も人々教育の事小深く清心と
 云ふせしありし学生二十人づつ二年清少して初学
 させしもの由事よて安永五年学宮清再興ハセ
 け給ふありしけ清再興以名明和八年清所範平洲
 先生清國元松櫻館一清清待あり五月下総里年学生
 二十人を撰て初学するありありあり清家申れ法士小
 講法名ありありありあり学宮清再興の年もろく清清
 待九月下総里ありあり興讓館学宮申れ学政ありあり

たまひし

○ 御武名天下に轟かせたまひ、謙信公のむかしを慕せたまふより、上にハ御代々武事に厚く、御世話もあらせられ、大小諸士の家々にも、各先祖勲功の末なれば、分て武芸には勇励といへども、治平の久しき近ころにくらべても、稍衰たるなどいひあへる事を御氣毒に思しめし、御ミづからも、軍法ハ御家の軍者益田十左衛門成政より、末徳流御稽古まし、中太刀ハ、夢覚流 大平源五左衛門道次、弓ハ印齋流 浅羽六郎左衛門徳弘を師としたまひ、馬ハ素鞍流 飛田喜助乗順、鉄砲さへに稲富流 大熊伝兵衛秀有より伝授し極たまひ、

させた。

五十 武名を天下に轟かせた謙信の昔を慕い、上には御代々武事に厚く世話もあり、大小諸士の家々にも、各先祖は勲功ある家柄なので、特に武芸には励んでいる。しかし、世の中が穏やかになつた近頃ではやゝ衰えているなど言い交される事を氣の毒に思われ、自らも、軍法は藩の軍者の益田十左衛門成政より末徳流の稽古され、中太刀は夢覚流大平源吾左衛門道次、弓は印齋流浅羽六郎左衛門徳弘を師とし、馬は素鞍流飛田喜助乗順、鉄砲さえ稲富流大熊伝兵衛秀有より伝授し極められ、

うはい

○御武名天下よ爽りせうはい謙信公のむりくと
慕せうはいふり上よは清代く武事よ厚くは世に
何せうせうは大小法士の家くよも先祖勲功の末に
まが分て武藝めら勇勵といへも治平の久き近
くあよらうぐても指裏くふなごいはい何くる事と
清氣毒小思一の清づつるも軍法は清家の軍者
益田十太衛成政より末徳流清椿古はしく中大刀の
夢覺流大平源五太清の道次より印齊流浅羽六郎太衛
徳弘と師とくうはい馬素鞍流飛田春助乗頼鉄
砲より稲富流大徳傳は清秀有より傳受極ははい

常々御復習怠らせたまはず、諸士の武術、中太刀にハ夢覚流、心地流、ト伝流、三富流、真天流、二剣流、長刀ハト伝流、槍ハ伊東流、関流、佐振流、居合ハ一刀流、棒手詰ハ一刀流、鹿嶋流、弓ハ道法流、印齋流、雪荷流、馬ハ千齋流、八條流、素鞍流、其外の諸流に至まで、兼て師匠く書の書上御取上置かれ、明日ハ誰某が門弟の稽古上覧あるへし、誰か門弟ハ何日の御覧と、時々御城へ召れて、勇ミ励まさしめたまひけるが、猶も出精各別に成したまはん事を思しめし、安永四年二丸の内に、新に諸流の稽古所を御経営あり、日々某々が稽古所へ打つとひての稽

常々復習を怠らない。諸士の武術も、中太刀には夢覚流、心地流、ト伝流、三富流、真天流、二剣流、長刀はト伝流、槍は伊東流、関流、佐振流、居合は一刀流、棒手詰は一刀流、鹿嶋流、弓は道法流、印齋流、雪荷流、馬は千齋流、八條流、素鞍流、その外の諸流に至るまで、事前に師匠毎の予定書上げを取り上げおき、明日は誰某の門弟の稽古上覧がある、誰の門弟は何日の御覧と時々御城へ呼び、力づけ励ました。なおもとりわけて精を出すようにと思ひ、安永四年には二の丸内に新に諸流の稽古所を設けて、日々某々が稽古所へ打ち集い、

常々流復習意せしむるは法士の武術中太刀
よハ夢覚流心地流ト傳流三富流真天流二剣流
長刀ハト傳流鎗ハ伊東流關流佐振流居合ハ
一ノ流棒ハ法ハ一ノ流鹿嶋流弓ハ道法流印齊
流雪荷流馬ハ十齊流ハ條流素鞆流其外ハ
法流ふる玉はあゝ兼て師匠の書上ハ取らざる
明日ハ誰某が門弟の稽古ト云はる一ハ流の心算ハ
何日の由覽と時々流城ハ取れて勇之廟はさめた
中ハいろいろが稽古も由情あるふ小成ハあつた事と思
ゆへ安永四年二九の由ハ新ハ法流の稽古ト云は
經營あり日々某が稽古取ハお流といひて乃稽

古なさしめたまひ、御閑暇かんかに乗しして、時々其稽古けいこ所へ臨ませたまひ、其修練しゆれんの際まわを見給ひし也

○ 御国みくにハ四境しきがい皆数重すうじゆうの山にて包たるより、背負せおひ駄送だそうのむつかしく、只最上川の上流松川の運漕うんそうに、小舟せう数十艘を下すのミ、夫さへに夏ハ水涸かれて叶かなハす、冬ハ氷流かよて通ハす、只春と秋との運漕うんそうゆへ、米穀こめの他邦へ出へき便なきより、米の価いやしく、おのづから惰農だのうふうぞく風俗をなし、田地でんちの価い賤せんく、悪あしき田に至りてハ、金錢かね添そて讓ゆすり与あふるも、もらうべき相手のなきといふほどに成来れり、去れバ、此事を深く御憂うれいおぼしめし、安永元年三月、城西

遠山

稽古に励めるようにした。治憲も暇がある
と、時々其稽古所へ出かけ、修練の程を見
学した。

五十一 米沢は四境みな数重の山に囲ま
れているので、背負駄送が難しく、たゞ最上
川の上流松川の運漕も小舟数十艘を下すの
みで、それさえ夏は水が涸れて不可能にな
る。冬は氷が流れて通れず、たゞ春と秋の
運漕で、米穀を他邦へ出荷する手段が無い
ので、米の価は安く、自ずと惰農風俗を生
じ、田地も価が安く、悪田に至つては、金
錢添えても、貰う者もないという程に成つ
てしまった。この事に深く心を痛められ、

安永元年三月、城西遠山

古からしる所の如し清國海小糸して時々其勢古
不^レ臨^中せしむ^レ其修練の條と見えし也
○清國ハ四境皆牧童の山よして包うれより脊負
船送のむつりし只上川乃上流松川志運漕
小舟數十艘を下流のまふくま^レ客を水洞とけ
し^レ氷流て通^レ只春と秋との運漕力^レ米
穀乃他邦へ出^レき便なり^レ米乃價いやしく
おのづから惜農風俗と^レ田^レ地^レの^レ價^レ値^レく^レ悪^レき
田^レよ^レ到^レりて^レ合^レ議^レ流^レて^レ讓^レあ^レる^レも^レと^レら^レう^レづ^レき
お^レの^レの^レふ^レき^レとい^レふ^レな^レど^レ又^レ威^レ勢^レなり^レ去^レり^レけ^レ事^レと
深く^レ清^レ憂^レた^レ月^レの^レ安^レ永^レ元^レ年^レ三^レ月^レ城^レ西^レ遠^レ山

村の内、四反余の田地をもて、御小納戸御開作と名つけられ、籍田の礼を行せられ、御ミづから耒耜らいしを執とつて三墾はつ

(古の礼王耕一墾、班三之とて、天子御ミつから一墾し給ふ事ゆへ、一等を下りたまひて、三墾したまひしなり)

したまひ、九墾、二十七墾より、某々が次のまゝに発せしなり、去れハ此田より出る米、初穂はつおをば、春日、白子の両社に供そなえし、残る所ハ、新小姓

(御馬廻組、五十騎組の嫡男に御扶持たまはりて、御堂御法事の加用勤来しを、明和三年財用の足らぬとて、新小姓組を止られしが、安永三年より籍田の米をたまはると言を、名とし引足して、又新小姓を置られしなり)

の御扶持ふちにたまはりし也

○ 御国ハ、米の価の賤いやしきより、民心おのづから穀を貴とつとハす、米を蓄たくわへて荒歳こうさいに備ふる心なきより、宝曆の凶作に多の餓死に至りし事をおぼしめし、安永三年

村の内に四反余の田地を、御小納戸御開作と名付け、籍田の礼を行い、自ら耒耜らいし(らいし・鋤)を執とつて三回土をすき起こした。

(天子が一発の故事からへりくだり三発した)後に続いて、九墾、二十七墾と、家臣が次々に土をすき起こした。この田より出る米、初穂を、春日、白子の両社に供え、残る所は、新小姓の扶持とした。(馬廻組・五十騎組の嫡男に御堂法事を手伝わせ新小姓として扶持を与えていたが明和三年廃止、籍田の米賜るとして復活した)

五十二 御国は、米の価が安く、民心はおのずと穀を重んじる心なく、米を蓄たくわへて凶年に備える心もない。宝曆の凶作には多くが餓死に至つた事を配慮され、安永三年

村の内は及附乃田比とめて清小畑戸清岡比と名
 たりとて藉田の清と引せとて清ぶりて末相と
 桃て三墩古の禮王耕一墩班三之とて天子清ぶりて一墩志ふり
 とあり九墩二十七墩より果てが次の清とあせ
 かり去れはけ田より出る年初種とて春日白子
 乃と社と供一階と石の新小姓清と色紐めす徳紐の婦男
法事の加用初基と相和との加用の色と紐とて新小姓紐と止りてししが
 安永二年より藉田の年とてはくると云と各々引是しく又新小姓
 と能りとの清法持とありり也
 ○清國ハ弟乃價の徳きより氏心おのづと穀と貴
 ハに弟と養て荒蕨と保ある心なきより實馬乃
 凶化よ後の餓死よむりて事をたげめ安永五年

粃蔵屋舗（綱勝公御代、明暦元年、粃蔵相立られ、粃を籠
て蓄られしが、幸に発て与ふるまでの凶蔵なれば、只貧
民への借付にのミ成来り、子に子がつき、息に息が重りて、
只帳面表にのミ俵数の附益たるまで、正米の纒なれば、
凶年の備にハ、其用なき事にハなれりし）の内に新に
備米蔵建たまひて粃の御蓄あり、在郷にハ安永五
年より、百姓一人、粃一升つゝの蓄をなさしめた
まひ、同年より所々に郷蔵を建たまはり、蓄初
の祝とて、一蔵に百、二百、三百俵なとたまはり、
又天明四年より、百姓高百石に、年粃三斗づゝの
（安永五年仰付らるゝ一人一升の外なり）蓄を籠られ、
諸士にハ知行百石につひて、半俵づゝの粃を蓄さ
せたまひ、町家のためには、明和八年義倉御取立
あり、安永五年、川井小路に義倉を立、此年より
蓄しめたまひし、斯る御世話のしるしをもて、

粃蔵屋舗（上杉綱勝代の明暦元年粃蔵を建
て粃を蓄えたが凶作がなく貧民へ貸付て、
数字上は利息分の俵数が増えているが実際
の蓄え米は僅で、凶作の備えにはならなかつた）の内に新に備米蔵を建て粃の蓄を始
めた。在郷には安永五年より、百姓一人、
粃一升づゝの蓄をさせ、同年より所々に郷
蔵を建て、蓄え初めの祝として、一蔵に
百、二百、三百俵等下さつた。又天明四年
より、百姓高百石につき、年粃三斗づゝ（安
永五年の一人一升に加え）蓄させ、諸士に
は知行百石に付、半俵づゝ粃を蓄えさせた。
町家の為には、明和八年に義倉を設ける事
になり、安永五年、川井小路に義倉を立て
蓄えさせた。この施策の効果があつて、

租藏屋浦 綱勝公清代明曆元年 租蔵おろし且租を巻て蓄くといひ
成あり子よふがつ子息よ息のまゝりて口陽向素よのく橋板の跡迄 乃由り
てる由て三筋の終うれば凶年の由よハ馬用かき事よらうれ 乃由り
 新よ体并蓄建 てありして 租の清蓄りりをらふ小
 永五年より百姓一人租一升はくの蓄をかはりめ
 へあり同年より取らぬと建へあり蓄初の
 視として一畝よ百二石之百俵かといへり又天明四
 年より百姓言る石小年租之斗 一畝お粹はりつづつ の
 蓄を蓄く て 法士よハ知行る石小俵にして廿俵づれ
 租を蓄ふ て あり町家つづつめを明和八年義倉
 清飯三河り安永五 川井小路よ 義倉を立け年
 かり蓄く の あり 動る 清世話の と あり と あり

天明の凶作に餓死に及べるハなかりし也、

○ 子どもあまた持たるの目出たきハ、誰々も同
しく知たる事ながら、あしきならハしにそミたる
より、産家さんかの中にて直に出生を害し遣るもの少か
らず、去れハ此ならハしを改たまハん事を謀らし
めたまふに、嚴刑をもて禁したまハんとすれば、
実の流産、実の死体ならんをあやまつの恐あり、
命令もて、停止ちやうじしたまハんとすれば、数十、百年
のならハし、いかて容易たやすく變ずべき、出生しうじことに、
五、七年、せめてハ三、四年、米あるいは或金銀たまハ
らんとすれハ、一國、年々の出生いかで届かせた
まふべき、止事やんじなければ、只にやミたまハんより
ハと、一通の御教諭きようゆを

天明の凶作には餓死する者は無かつた。

五十三 子どもを沢山持つことが目出度い
のは、誰もが同じく知っている。しかし、
悪習に染まつて、産屋の中で出生を妨げる
者も少くない。そこでこの風習を改める事
を謀られたが、嚴刑をもつて禁止すれば、
実の流産、実の死体であるのを誤る恐れも
あり、命令でもつて禁止しようとしても、
数十、百年の風習は容易く變られない。出
生毎に、五、七年せめては三、四年の間、
米あるいは金銀を与えようとしても、一國、
年々の出生すべてには配りきれない。しか
たなく、ただ何もしいでいるよりはと、
一通の御教諭を

天明の凶化は録死小及ぶるにありし也

○子ども何れも持てるの月あまき誰にも同じく知る
事なまらあきかゝるによそこころあり養家の中を
並小出せと言へるものかゝるはまればけりい
改はつし事と謀るしのはつて教刑をもと禁
うはつんとまれば實の流産實の死體あつんと何
やまのの忍めり命令もて停びてはつんとまれば
枚十百年のあつていつて容易くまげづき出せ
おとふ五七年せめては之回も○本本全銀はつんと
まれば一國年を乃出せいつて居りせはつてきき事
かりればロツよやまはつんとつて一通の清教論を

施し行れし、其御教諭に曰、生養ハ天地の徳にて、
万物生々のありさま、目前の事に候、此故に父母
は子を生し、子も亦、子を生して、憐そだて候事、
誰々も同じし心に候、然るに奥羽のならハし、出生
をあげざるものも候よし、歎かハしき事に候、生
を好ミ死を悪ミ候ハ、人情の誠に候得バ、恩愛の
切なる忍かたき筈に候へども、生れて物いはず、
愛々のいまだ発らざるに、今日の貧苦など考へ、
小を殺して大を助るなど、おもひたがへ候より、
心ならぬひが事をなし来候にもあるべく候、元よ
り貧賤ハ何国と限るましく候、仮初の殺生をさ
へ、あしきとハ知ものに候へバ、我身の父母に

出すことにした。その教諭に曰く、

生養は天地の徳であり、万物生々の有様は
目の前にしていることである（訳註）。こ
のゆえに父母は子を生み、子もまた子を生
み、憐れみ育てるのは誰しも同様である。

然るに出生を妨げる嘆かわしい風習が奥羽
には有る。生を喜び死を厭うのは人情の誠
で恩愛の情は一途で抑えがたき筈のものだ
が、生れて物言わず、愛敬もないからと（訳
註）、今日の貧苦を考え、小を殺して大を
助ける等と思ひ違えて、不本意ながら道理
に合わない事をしてしまう。元より貧賤は
何国に限らない。皆、一寸した殺生さえ、
悪いと知っている。自分も父母に

施し終り其は教諭曰生養ハ天地の徳あり
若し生くるの有りは月夜の事よけたは父母を
子を生くるも亦子を生くるも憐れむては事誰にも
同一心よは然る小奥羽の事よけしを何げざる
ものもゆかり歎かき事よけしを好む死を惡
しむ人情の誠よは得ば恩愛の切なる恐るべき答
よけしをせりて抱いたる心を此いまを愛するも
今日の貧苦を考へ小を殺して大を解る事よ
かもししむるも心かぬ事よけしを考へるも
何れもえり貧乏は何國と隔るはるはる何れ
殺せしむるもきこひのよけしを考へるも

産うみなされ、人となり候事を、能々おもひあハせ、
出生をそたて候様、返々かえずがえずもねがハしき事に候、

○ 明和九年二月廿九日晦日、江戸大火にて、桜
田、麻布両御屋舗残らず焼失と聞えければ、御家中
の諸士競立、此君にして此災ある、斯る御不如
意の上の御物入、両御屋舗の経営何として届せ給
ふべき、微力の中々及べきにあらずといへども、
人ごとの力を尽さハ、なか万分の一助なかるべ
き、いざ手伝参らせんといふほどこそあれ、貴と
なく賤となく、簀みのを着、笠かさをかふり、各土民おのおのどみんに
身を下し、自身の御手伝ぞはじまりける、去れハ、
両御屋舗御普請のためと

産んで貰い、人になったことを能々思合せ
出生を育むようくれぐれも願う。

五十四 明和九年二月廿九日晦日、江戸は
大火で、桜田、麻布両屋舗残らず焼失と聞
き、家中の諸士は競立った。この君にして
この災いがあつてよいものか。この苦しい
財政の中で、何としても両屋舗の工事をし
なければと、微力でなかなか及ばないが、
人それぞれ力を尽せば、どうにか万分の一
助となる、いざ手伝に参ろうと、身分に関
係なく、簀みのを着、笠かさを被り、各々百姓に身
をやつし、自分から御手伝を始めた。さあ、
両屋敷御普請のためと

考ふされ人とがりし事を能くおもひのせせと
そつてしねとくも福がりき事よ

○明治九年二月廿九日晦日江戸大火あり横田
麻布両区を焼殆くし焼失とすししは清家中の
法士競之此君ありてけ災ある斯る法不如意乃
上の清物入あやを清若経営何とて居せりよぎ
微力の中へ及ぶまよ何とていふも人ぶとの力を
そさかふどり百分の一助かりるべきいざも清と
せんといふやどてをあれせとなく徳となく業と
急ぎをかつりあふ民よ力を下し自身の清り
そちへありらるまれのあやを清法清のふと

てハ、深山に入て、良材を剪出し、引く、かつぐ、背負て、運まで皆諸士の働にて、両御屋鋪経營の材木は、皆御国よりぞ出ぬ、只是のミか、御城内外の普請、御本丸、二、三御丸の隍の藻とり、或新田を発し、荒所を開き、堤を築き、橋をかけ、彼所の川除、此所の道作り、江戸、隣国への飛脚幸領に至まで、皆、諸士身を下しての御手伝なれば、百姓も町人も、おもひくゝに走集り、身を入、力を尽して働しハ、勇しかりし事なり、斯る浅からぬを忝おほせば、時々其所々に臨ませたまひ謝せられ、勞せられ、御酒たまはりしありさまハ、蓑を脱て鎧を着、笠をすて、冑をか

深山に入り、良材を伐り出し、引くかつぐ、背負つて運ぶまで皆諸士が働き、両屋鋪の材木は、皆国元から運び出した。ただこれだけでなく、御城の内外にわたる普請、本丸、二、三の丸の堀の藻を取ったり、あるいは新田をおこし、荒地を開き、堤を築き、橋を架け、川除、道作り、飛脚の幸領に至るまで、諸士が身を下しての御手伝なので、百姓、町人も、思いくゝに走り集り、一生懸命働き、活気に満ちていた。この働きを忝く思われ、時々その所々に出かけて感謝し、勞わり、御酒を下さる有様は、蓑を脱ぎ鎧を着け、笠を捨て冑を

てハ深山より入る良材を帯出さず川に流さず
買て運中を皆法士の働よして其法を補給経営乃
材木ハ皆津國よりぞ出ぬ只是のこり津城内外の
旁法津本丸二之津丸の隄の隙より本新田を築
荒所を同き堤を築き橋を掛け彼亦乃川除け不
の道作り江戸隣國一の飛御堂願ふを法皆法士
身と下しての法も治らねば石燈も町人もおとし
走集り身と入力をとらして働一の常一りり
事なり勤る治るぬと赤た目せが時其初より
臨ませうあし謝せしき守せしき法酒はありし
何りさあハ書を脱て禮を乞ふをよる曹どか

ふらバと、誠に頼もしくぞおほえし、斯して、年々怠らざりしかバ、君子不竭つく人之忠、いつまで力を尽さすべきとて、安永四年五月、是までの真切を謝したまひ、自身御手伝ハなだめ、とゝめたまひし也、

○ 四境しよかいの固かためとて、三十六所に口番所くちばんしよを立置れ、自他の差別なく、往来のものハ、通判つうはんもて出入事でいしるごと古来の法也、口々にて出せる入判ハ、やはり其所にて出せば、させる苦惱くなんもなければと、御城下にて出る通判ハ年寄衆こいんの小印にて、御城中より出るをもて、宿屋のもの苦惱くなんなるより、判銭はんせんなど唱て旅人より銭を私わたくしする事にハ成れり、去れば安永四年、新に大町に判所といへる張番所はりばんしよを立

かぶつたらと、誠に頼もしく思われた。かくして年々怠りなかつたが、「君子人の忠を竭さず」、際限なく尽力させられないと、安永四年五月、是までの真切を謝し、手伝をなだめ止められた。

五十五 四境の固として、三十六ヶ所に口番所を立置き、自他の別なく、往来の者は古来より通判で出入していた。口番所です入判は、その所で出すので通行人の難儀もないが、御城下から出るための通判は年寄衆の小印を押印したもので、城中で出すので宿屋の者が苦勞賃として判銭等と称して旅人から仲介の銭をとっていた。そこで安永四年、新たに判所という張番所を大町に設置し、

あゝバと減小頼むしくぞた同く一勤して年々怠
らざりしつが君子不竭人之忠いついで力を盡した
べきとして安永四年五月是すまで真切と謝すは
自身清も清らざるがためはあしい也

○四境の国として三十六郡は口番所と立寄れ自他
の互ふなく往来のものゝ通判も出入事古来の法也
ほくよて出せる入判はなほより其所よておせはせ
る苦惱もなれども清城下よて出る通判は自家元の
小印よて清城中より出るともて岩屋のもの苦惱が
はより判後を唱へ詠人の後を私するまよふ漸り
去れば安永四年新よ大町小判所といふ張番所と立

られ、旅人ミづから立寄て、判をもらう事にハ成し給へり

○ 天視自我民視天聽自我民聽御国民ありがたく戴いたたてまつりしより、遥はるけき大樹公たいじゅこうの御聽おんちように達し、天明七年九月十五日

実ハ御実父秋月長門守種美公の御病氣、御看病のためなから、公の御痛所御療治のためとて、去月御出府なりしが、昨日御奉書御到来、今日登城まし〜し也

召て、御登城あらせられしに、大樹公の上意に、病氣ヲ押テ、ヨフ登城イタシタ、年来国政ヨロシク致タン、一段ニアルうんぬん(御請云々)又上意に、緩々保養イタセ、御請畢て、御白書院御縁類えんきようにて御老中御列座、松平周防守様御達たつし、其御書付の写、上杉越前守、当職以来、隠居仰付ラル、マテモ、国政格別ニ有之段これあるたん、達上じようふんたつし聞一段之義被思召候、家政之義、猶又厚心添致様被仰付候なおまたあつく

旅人自ら立寄つて、判を貰えるようにした。

五十六 「天の視ること我が民より視る、

天の聴くこと我が民より聴く」国民ありがたくお仕えするにより、遥かな將軍の御耳に達し、天明七年九月十五日(父種美の看病のため去月出府したが、昨日奉書到来今日登城)、召されて登城し、將軍の上意に、病氣ヲ押テ、ヨフ登城イタシタ、年来国政ヨロシク致タン、一段ニアル、又上意に、緩々保養イタセ、請け終わつて、白書院縁類にて老中列座、松平周防守からの達、その書付の写には、上杉越前守、当職以来、隠居仰せ付られる迄も国政格別にこれ有る段、上間に達し一段の義思召され候、家政の義、なおまた厚く心添え致す様、

られ詔人より之を家て判とせらる事小減り之を

○天視自我民視天聽自我民聽清國民のりりごとく

戴つてはつりりり遠けき大樹公の清徳小をて天

明七年九月十五日 實は清帝父太月守種父公の病れ清着病

清公府なりし日也城はし日清奉書 石て清登城のりりせり

大樹公の上意は病氣ヲ押テ目ヲ登城イタシタ年来國

政ヨロシク致タニ一段ニアル 清請 又上意は緩々保養イタセ

清清早て御白書院清縁頼よて清老申清列坐松

平周防守校清を其清書付の写上杉越前守當職

以来隱居仰付ウルニテモ國政格別ニ有之段達上聞一段

之義被思召候家政之義猶又厚心添致様被仰付候

と也、おわり畢て御紋付、もんつき御羽織はおり三拝領はいりょうしたまひし也、

仰せつけられたとあり、おわりて御紋付、
御羽織三拝領した。

翹楚篇終へん

翹楚篇終わり

と也早て御紋付御羽織之拜領し之由也

翹楚篇終

翹楚篇関連年表

(西暦)	満年齢 (治憲)	事項 (括弧内の数字は翹楚篇の項目番号)
一七三五	享保二十年	一 荻戸善政が米沢元馬口労町で出生
一七五一	宝暦元年七月二十日	二 治憲が高鍋藩秋月種美の二男として生まれる。母は黒田甲斐守長貞の娘
元年七月二十九日		三 荻戸善政の祖父政共隠居、嫡孫善政家督を継ぐ、百八十石
一七五九	九年三月五日	四 治憲が米沢藩主重定の養子に内約
一七六〇	十年六月二十七日	五 治憲が世子に決まる。
	八月十九日	六 治憲が高鍋藩一本松屋敷より上杉家桜田屋敷へ移る
一七六三	十三年二月八日	七 竹俣当綱ら森平右衛門を殺害
一七六四	明和元年十一月十六日	八 細井仁三郎 (平洲) 初めて講義行い、治憲世子として聴講
	二年七月四日	九 竹俣当綱が奉行となる
	三年七月十八日	十 元服、従四位下に叙し、弾正大弼に任じ、治憲と改名

四年四月二十一日	16	(6) 重定隠居、二十四日治憲家督し、第九代藩主となる
八月十七日		莅戸善政江戸において、治憲の小姓命ぜらる
六年一月十五日	18	莅戸善政町奉行となり、加秩二十石合計二百石
八月二十三日		治憲が幸姫と結婚
十月二十七日		治憲が米沢へ初入部
七年六月十四日	19	(9) 於豊(琴)の方が治憲の御部屋方となる
八年五月二日	20	(49) 細井平洲が米沢へ来る
十一月二十六日		(53) 「出生養育の儀」出す
一七七二 安永元年二月二十九日	21	(54) 江戸行人坂大火で 桜田・麻布屋敷全焼
三月二十六日		(51) 遠山で籍田の礼を行う
九月八日		善政が小姓頭になる
安永二年六月二十七日	22	七家騒動(奉行千坂高敦・色部照長、江戸家老須田満主、侍頭長尾景明・清野邦秀・芋川延親・平林政在の重臣七人が竹俣当綱の罷免を求めた)
二年七月二日		七家に対し切腹などの処分(九月に首謀の藁科立沢斬首)
安永三年六月二十一日	23	(52) 北寺町に御備糶蔵建立

一七七五 安永四年十月二十六日 24

十一月二十一日

五年四月十六日 25

四月十九日

七月二日

八月二十七日

九月十四日

六年六月二十三日 26

九月十九日

十一月六日

十一月八日

十二月二十三日

七年四月十八日 27

閏七月十七日

閏七月二十日

八月〜十月

(50) 一の丸長屋を修理し武芸稽古所とする

(55) 大町に通判取扱の判所を設ける

治広が世子となり、莅戸善政世子御用兼勤を命ぜらる。

(49) 学館再興、興讓館と号す。

治憲と於豊(琴)の長男顕孝出生

小出村に備初蔵建設

(49) 平洲米沢へ来る、翌年三月三日江戸着

(47) 大雨で松川洪水

(10) 刈入の手伝いで福田餅が届く

(13) 九十歳以上の老人(諸士分)を接待

(13) 九十歳以上の老人(庶民分)を接待

(12) 関口東嶺のこと

(36) 米沢住の病人を大田原付近で助ける

(29) 江戸桜田屋敷で三屋敷の面々萩の花見

(46) 林泉寺で宝暦五年飢饉死亡者の施餓鬼供養奉行

(15) 重定のため能の金剛三郎を米沢へ呼ぶ

一七七八	安永七年十月十一日	(38)	重定危篤
	十月十九日	(38)	重定快復
	十一月二十六日	(37)	瑞耀院(黒田甲斐守室・豊姫、治憲祖母) 卒去
	九年二月三日	(34)	家族看病の令出る
一七八一	天明元年三月四日		家督祝儀として老中招請
	二年三月九日	31	幸姫死去(三十歳)
	八月三日	30	(16) 重定御隠殿に能舞台を作る
	十月二十九日		竹俣当綱不謹慎により隠居・押込
三年	三月二十六日	32	(45) 奥羽一統飢饉 春日・白子神社 十六日御堂に祈祷
	十一月二十三日		(24) 顕孝が松平豊雍の采姫と縁組
	四年三月二十三日		小姓頭莅戸善政致仕 長男政以家督秩二百石・中之間
	六月	33	(21) 治憲脚痛を理由に江戸へ参勤延引届け
	八月九日		(21・44) 御堂・春日・白子神社に五穀成就の祈願
	五年二月六日	34	この年より二〇年間の備荒計画を定める
	九月二十二日		治憲が隠居し、治広が家督、十代藩主となる
			治憲・顕孝が餐霞館に移る、治憲は顕孝近習に壁書贈る

	六年九月八日		(25)	将軍家治死去 俊明院殿
	七年五月二十八日		(39)	治憲の実父の秋月種美病氣の知らせ届く
	八月十七日		(39)	治憲、秋月種美看病のため江戸へ出立
	八月二十四日		(40)	八月二十四日から三十有余日、秋月種美を看病
	九月十四日		(40)	松平周防守を訪問
	九月十五日		(56)	幕府よりお褒め
	九月二十五日		(41)	秋月長門守種美死去
	十一月十七日		(42)	重定重篤のため米沢へ発駕
一七八九	寛政元年十一月	38		莅戸善政『翹楚篇』顕孝に献ず
	三年一月二十九日			莅戸善政再勤。中老となり五百石、奉行職に準ず、
	五年四月五日	42		竹俣当綱死去
	六年一月五日	43		顕孝江戸白銀屋敷で疱瘡のため死去(十九歳)
	閏十一月二十八日			莅戸善政奉行職となり、五百石加増計千石
	十年三月二十六日	47		重定死去(七十九歳)
一八〇一	享和元年六月二十九日	50		細井平洲死去(七十四歳)
	二年十一月二十九日	51		治憲「鷹山」と改名

一八〇三	享和三年十二月二五日	52	莅戸善政死去（六十九歳）
	文政四年十二月十七日		於豊（琴）の方死去（八十一歳）
一八二二	五年三月十二日	71	治憲死去

主な登場人物略歴など（上杉家は景勝から数えた代）

【秋月長門守種美】日向国高鍋藩六代藩主、鷹山の実父、享保三年五月生、宝暦十年七月隠居し隠居

後は高鍋藩の江戸下屋敷（長者丸）に住む、天明七年九月死去

【浅羽六郎左衛門徳弘】享保十三年五月家督五十石馬廻組、安永二年四月治憲の用人、天明二年十月

治憲の子の顕孝の用人八十石、天明六年一月馬廻三十人頭二百石、同七年十一月隠居

【浅間登理】宝暦七年十月家督八十石五十騎組、明和八年十二月治憲小姓、安永四年五月手水番、天

明四年九月側役百十石、同五年六月用人二百石、寛政三年三月小道具頭、同十二年三月宰配頭

二百五十石、享和三年七月卒

【色部典膳】色部至長、安永四年七月家督八百三十三石侍組、天明元年一月侍頭返秩一六六六石、同

六年八月江戸家老、寛政二年一二月隠居

【上杉顕孝（直丸）】安永五（一七七六）年米沢で治憲と豊の子として出生、天明二（一七八二）年治広養子となる、天明三（一七八三）年土佐藩山内家の采姫と縁組、寛政元年十一月善政が顕孝に翹楚篇を献呈する、寛政四（一七九二）年世子として江戸屋敷に行く、しかし寛政六（一七九四）年一月江戸下屋敷（白銀邸）で疱瘡のため死去、一人っ子であり（顕孝の弟は幼くして死去）藩主を約束されていた顕孝の死去の知らせを聞いた鷹山とお豊の悲しみは筆舌に尽くしがたいものだったろう。

【上杉式部勝延】上杉綱憲の子、元禄十一年二月出生、上杉重定の叔父で、豊（琴）の父、号は南台、鷹山の前に餐霞館を住居とする、安永元年六月死去、

【上杉重定】上杉家八代藩主（鷹山の前の藩主）、鷹山の養父になる、上杉吉憲の子として享保五年七月出生、寛政十年三月死去、風流を好む藩主、鷹山は藩財政厳しい中でも重定の嗜好のため最大限の出費を努力している。

【上杉駿河守勝承】米沢藩の支藩である新田藩一万石の二代藩主、支侯・麻布様と呼ぶ。

【上杉綱憲】上杉家四代藩主、寛文四年に三代藩主の綱勝が嗣子なく急逝し、米沢藩上杉家は断絶の危機に瀕したが保科正之の助力で吉良上野介の子の綱憲（当時満一歳）を養子として断絶を免れたが、信達地方（福島市近辺）と屋代郷（高島町）が幕府領となり、三十万石から半分の十

五万石となった。

【大熊伝兵衛秀有】享保四年六月家督五十石与板組、明和二年一月物頭、安永元年一月三十人頭、同五年十一月隠居

【大平源吾左衛門道次】寛保二年五月家督四百石侍組、宝暦元年十二月奥取次、同六年四月荒砥役屋將、明和三年一月重定小姓頭、安永二年四月中之間詰、同年十月治憲小姓頭、同四年十月二之丸武芸所頭取、安永七年六月隠居

【尾形弥惣惟軫】安永二年十二月家督二十五石馬廻組、同三年九月上杉勝承小姓、天明二年四月治憲小姓、同六年一月御膳番、寛政六年六月定祥（上杉斉定）用人、物頭、宰配頭など経て文化六年三月隠居

【河野四郎左衛門方久】延享三年九月家督二十五石馬廻組、宝暦九年六月中之間、安永元年一月駿河守勝承用人七十五石、天明五年六月駿河守卒去につき八月物頭二百石、寛政六年五月三千人頭、享和二年十二月致仕

【黒金小兵衛】寛保二年七月家督五十石、同月上杉宗房小姓、延享三年四月大小姓、宝暦十年八月江戸において治憲小姓、明和八年十二月御膳番、安永三年一月側役、同月三田御前用人二百石、同八年一月中之間詰、寛政三年五月省略につき百八十石になる、同四年四月卒

【黒田甲斐守長貞】黒田家は福岡藩の支藩である秋月藩の藩主、黒田長貞は秋月藩四代藩主、正室豊

姫は上杉綱憲の娘、その娘春が高鍋藩秋月種美に嫁いだ鷹山の母である

【黒田千之助】秋月藩七代藩主黒田長堅か。長堅は明和七年生、安永三年十一月六歳で家督、しかし「天明五年三月八日長堅年長ずといへども重病ののち行歩かなはず・・十七日退身し、九月十日卒す」とある（寛政重修諸家譜7巻二一七頁）。

【香坂右仲】明和九年九月家督二百三十石侍組に入る、天明三年十一月莅戸善政の後に治憲小姓頭となる、寛政九年六月隠居。

【金剛三郎】能楽のうち、能のシテ方の流派の一つである金剛流の宗家

【渋井太室】享保五（一七二〇）年佐倉で出生、朱子学、天明八（一七八八）年死去

【島津左京知忠】宝暦十三年二月家督五百石侍組、安永二年七月侍頭、天明七年三月致仕、翹楚篇本文36項では「お供の家老」とあるが、奉行ではなく侍頭である。他藩の「家老」は米沢藩では「奉行」であるが、これと同格の重臣として、上級家臣の侍組を五組に分けた各組のトップの侍頭がいる。この侍頭も含めて「家老」と言っている。

【神保作兵衛】宝暦七年家督三十五石五十騎組、宝暦十一年江戸の米沢藩上屋敷の桜田屋敷將、安永二年物頭、天明二年致仕

【瑞耀院】黒田長貞の正室豊、上杉綱憲の娘、黒田長貞と豊（瑞耀院）の娘春は秋月種美の正室で治憲の母なので、瑞耀院は治憲の祖母になる。瑞耀院が治憲を上杉家の養子に推薦したと言われ

る。元禄十五年十一月十一日米沢で生、安永七年十一月二十六日死去

【関口東嶺】関口六藏満稚（雅）、号東嶺、享保十四年三月右筆入一人半扶持四石、同二十年四月日帳方・記録方兼帯、元文元年十二月二人扶持五石

【滝鶴台】宝永六（一七〇九）年出生、徂徠学の山県周南に師事、安永二（一七七三）年死去

【竹津長有高賀】明和四年六月茶道三人扶持五石九斗五升、安永八年五月組外扶持方入、天明二年十二月数寄屋頭四人扶持五石九斗五升、寛政三年五月一代限り与板組入り

【蓼沼友四郎】宝暦九年重定小姓、安永四年家督百五十石馬廻組、同年治憲御膳番、天明六年用人二百石、寛政三年中之間詰、文化二年致仕

【橘隆庵・元春】橘元周（橘隆庵）は享保十三年生、吉田郷美（梅庵）の長男だが幕府医官橘元孝の養子となり、子は元春、代々隆庵と称す。延享二年家督を相続、宝暦二年法眼、明和六年奥医、天明三年法印

【豊（琴）】寛保元年一月上杉式部勝延の娘として三之丸（餐霞館）で出生、鷹山の「お部屋」となるが、上杉綱憲の孫であり本来はどこかの正室として嫁ぐべき出自だが独り身だったことから鷹山と婚姻する、鷹山の十歳年上で姉さん女房として鷹山の実質唯一の伴侶として終生を共にした、名前は久野（久能）、厚、琴、豊などを名乗ったようで、一般には「豊」として知られているが「翹楚篇」では「琴」と書かれている、文政四年（一八二二）十二月死去

【中条至資】中条豊前至資はじめ兵三郎、明和八年十月家督九百石、安永二年七月侍頭、天明三年十一月江戸家老、同六年七月奉行、寛政十一年十二月隠居差留、文化元年五月隠居。天明六年から長期に奉行職を勤め、鷹山の信頼も厚く、荏戸善政の中老職としての復帰をすすめた。

【夏井孝摩】安永五年家督、天明二年治憲小姓、寛政二年十月手水番、同九年一月三十石、寛政二二年側役兼帯、文化六年三月用人、文化十二年隠居

【南宮大湫】享保十三（一七二八）出生、中西淡淵に師事、安永七（一七七八）年死去

【坂次郎右衛門正朝】寛延一年十月家督五十石、明和一年十一月近習、同五年三月治憲小姓、同八年十二月治憲手水番、文化元年寺社奉行、文化四年三月隠居

【平賀周蔵】平賀吉衛門義峰、明和七年十二月家督四十石、安永二年六月治憲小姓、同五年十一月御膳番、天明十二年二月致仕

【広居図書忠起】明和二年六月家督五百五十石侍組、安永二年六月重定小姓頭、同年七月江戸家老、安永七年平分領入、天明二年四月奉行、寛政四年九月致仕

【降旗左司馬】享保十六年五月家督二十五石与板組、延享三年六月重定小姓、宝暦三年六月手水番、明和二年七月側役、同六年一月治憲側役百二十石、同九年一月六人年寄二百五十石、天明四年十一月隠居

【細井平洲】細井甚三郎徳民、享保十三（一七二八）現東海市で出生、延享一（一七四四）年中西淡

淵に師事、享和元（一八〇一）年死去、折衷学派として知られる。

【堀内易庵】堀内忠智、天明元年一月御隠殿側医五人扶持五石、寛政四年八月卒

【本庄弥次郎精長】明和八年十二月家督・鮎貝役屋將、安永二年七月侍頭（十四歳）、寛政六年四月死去、翹楚篇33項には「家老本庄」とある。米沢藩では奉行職が家老職に該当するが、当時、本庄姓の奉行はいない。同格の侍頭に本庄精長がいる。ただ、若者である。

【益田十左衛門成政】宝曆三年四月家督百石、軍者ただし幼少につき佐藤右門忠辰が陣代、同十一年九月より陣代除く、寛政九年二月致仕

【松平周防守】松平康福、大坂城代から宝曆十二年十二月から天明八年四月まで老中、三河岡崎藩主、明和六年十一月石見浜田に転封、天明五年一月加増六万四千石余

【松平土佐守豊雍】土佐藩山内家九代藩主、寛延三年（一七五〇）一月山内豊敷の四男として生まれる。明和五年（一七六八）一月藩主、土佐守。

【松平（山内）豊雍の娘采姫】鷹山の子顕孝と縁約するも顕孝死去して婚姻ならず、後に黒田甲斐守長舒に再嫁する

【松平肥前守】鍋島治茂（なべしまはるしげ）、佐賀藩八代藩主、延享二年生、明和七年七月家督、上杉家は鍋島本家・分家と複数の姻戚関係がある

【三瀧玄寿守興】明和八年十二月側医五人扶持五石、天明元年十一月奥付兼帯、天明六年三月上杉治

広側医

【山岸六助】実林辺助左衛門二男、明和三年十一月家督二十五石馬廻組、安永二年一月重定連子小姓、安永五年四月治憲小姓、天明二年六月手水番、寛政二年十月物頭二百石、同七年一月弓組支配替、同十二年十二月致仕

【山吉七郎左衛門盛福】宝曆七年二月家督五十石五十騎組、明和八年十月重定御部屋様用人、安永六年十一月治憲御前様用人、天明二年三月逝去につき中之間詰、同六年一月物頭二百石、寛政二年八月三十人頭、寛政八年十一月致仕

【幸姫】治憲の正室、宝曆三年七月十五日上杉重定の娘として生まれる、明和六年八月二十三日治憲と婚姻、正室の幸姫は江戸上屋敷（桜田屋敷）に住む、天明二年三月九日桜田屋敷で死去、翹楚篇に記載のとおり発達遅滞があり普通の夫婦関係はなしえなかった

現代語訳註（番号は翹楚篇項目番号、同一項目に複数ある場合は枝番が付してある）

（註2）「何かはたまるべき」どうして我慢できようか、あるいは、小便が溜まってしまって、と二つの意味に取れる。多分、善政は、この二つの意味を含ませたと思われるが、現代語訳しづらい。

(註3)「魚の鱗一片つひてあり、進めて後見付けるといへども、せん所を知らず」の「見付ける」の主語が明確でない。家臣なのか鷹山なのかいずれとも取れるが、尊敬語が使われていないので家臣と思われる。

(註4)「悪火」は、単に汚れた炭の意味なのか、あるいは、潔斎の際に木をこすり合わせて発火させた忌火を用いるのであるが、そのように採火したものでなかったとの意味にもとれる。

(註6の1)「その礼、その格も分に越え」の「分」は身分とも、あるいは経済的な意味での身の程とも、さらには自分の境遇との意味ともとれる。

(註6の2)「明らかに知しめせしより」は、「治憲がはつきりわきまえた」とも、あるいは「家臣などに明らかに知らさせる」意味ともとれる。「知ろしめす」は、しらしめす(知召)の変化した語。知るに尊敬の助詞「す」のついた「しらす」にさらに尊敬の補助動詞「めす」のついたもの。

(註6の3)「凡の人情始あらざる事なく能終ある事すくなきならひ」は、「詩経・大雅・蕩」の「天生蒸民 其命匪誣 靡不有初 鮮克有終」の「始有らざるなし、克(よく) 終わりある鮮(すくなし)」「からの言葉。何事も初めは取り組むものであるが、最期までやり通す者は少ない。

(註8の1)「外様勤仕の諸士」の読みは「ほかさま」とも読めるが普通は「とどさま」と読む。「外様」の意味は、直臣でない者という意味にもとれるが、ここや、11項の「近習、外様の差別なく」とあるのは、藩主と直に対面できる奉行・近習などではない家臣という意味と思われる。

(註8の2)「睡を催されし事あり、進て先生へ」の「進て」は「進み出る」とも、「自発的に」の意味とも、あるいは「時間が経過して」の意味ともとれる。

(註10)「公と知まひらせし」は、「知っていた」とも、「知った」ともとれる。

(註12)原文では、歌を書くべきところが空白になっている。現代語訳に掲載した歌は、「苳戸太華翁」「鷹山公偉蹟録」の記載に従ったが、例えば、米沢図書館デジタルライブラリー掲載の翹楚篇写本では、「夜を寒み寝られぬままにひきかつき、薄き衾に夢だにもみす」「惜しむべき月日ながらも老か身は、年の寒さて春ぞ急がる」となっており、写本により異なる。なお、三康図書館の原本は確認できていない。

(註13)「以後は就てたまはるべし」の「就て」は「ついて」と読む。「就」には、付き従つ、近づぐ、おもむく、そこへ行く等の意味があり、此処では赴くとした。

(註14)「御仕形」は仕方舞・仕形舞の略で使われている。言葉に合わせ、身振り手まねで舞うこと。

(註19の1)「彼が教しとのたまはせし御心の空しき、御孝宣のたふとき」の意味・現代語訳として、無邪気な言葉が尊いとしたが、「空しい」は素直で何の悪気もない、邪心の無い心との意味。

(註19の2)「四の御美德」とは、易経でいう四徳(仁・義・礼・智)。天地が万物を育てる四つの段階になぞらえており、大自然に見習い、君子が行うべき、また守るべき道德的規範として、「四徳」と銘じた。治憲が彼のおかげと思いつかれた一事には、彼が教えてくれたという素直な感謝の思いや、そのことについて何のわだかまりもなく無心に口に出されたこと、身分の低い者の言を疎かにせず、直ぐに行動をおこ

した事等、その行為の内には四徳がこもっていると善政は見取、治憲は立派に君子としての徳を備えているのだとここで暗に述べている。

(註21)「人がましとの御恭遜あり、又、人にぬきんせし事はなしたまふましき事とて、朝廷をあざむかせたまふ御恐は余ありといへども」は、いかにも立派な藩主と思われるたくないし、人に抜きん出ることはずべきでない、というのであるが、「人にぬきんせし事」は、凶作対応のことか、参勤延期のことなのか必ずしも明らかでない。

(註22)「幸姫君の御事は御縁台として公にさひあひしたまへる正室にて」の縁台は、貴台の台と同様に尊称とすると、「幸姫のことは御ゆかりの方として治憲にとつて最愛の正室で」となる。

(註23の1)「顕孝公隅かけて御側に座し」の「隅かけて」は隅切角の略か。四角形の四隅を切り落とした形。又そのようにしたもの。顕孝は治憲のそばで斜め向きに座している様子か。

(註23の2)「顕孝公御幼年の事なれば①於琴の御方へ塩梅は・好にてもやとのたまはせけるに、於琴の御かた御答に・おぼえ侍るとありしに、②又、公へ向はせられ、御前には・と御伺いありし時、公答ましまして・とのたまはせし」の①と②の質問者は誰なのか不明。現代語訳は①②ともに顕孝と解釈した。しかし、①は治憲が琴(豊)に顕孝の事を尋ね、②は於琴が治憲に質問という考えもありうる。いずれにしても三人のほほえましい食事風景である。

(註24)「先は可也にも御間のかけぬ事にはなりぬ」の意味は、時間に間に合った、あるいは、菓子を用

に足りた、どちらの意味にもとれる。

(註25)「去れは源蔵は支配頭へ訟ふへきに極て差懸る事ゆへ差扣の事断けるより」の支配頭へ訴えるべき者は御膳番なのか白井源蔵本人なのか明確でなく、「源蔵は」とあるので、源蔵本人とも取れるが、文脈からは「御膳番が支配頭に訴えて控えさせるべきだったが、極めて緊急なので控えさせないで」ととれる。

(註28の1)「凡の人情思ふままなるには心残らず、心にまかせぬに残念のたへぬもの也」は、一般の人情としては思うままに贈るとかえって心に残らず、心に任す(思うまま)のでないほうが、思いがあとに残る(残念)ものだという趣旨か。

(註30)「手まづさへぎる曲水の風流なる」は、三月三日上巳の節句に行われた遊宴の一つの、流れに盃を浮かべて作詩する曲水の宴での光景である。上流から流される盃が自分の前を過ぎないうちに詩歌を作り、盃を取り上げ、酒を飲み、次に流すのだが、詩ができていない人は、まず手で盃を止めて作詩するので、その様子を言い現わしている。「和漢朗詠集の流牽端過手先遮(流れにひかれてはやく過ぎれば手先づ遮る)・藤原雅規」からきている。

(註33)「老いぬれば・・」は在原業平の母と業平の贈答歌。古今集には、伊都内親王(業平母)の歌として、(古今集九〇〇)「老いぬればさらぬ別れもありといへばいよいよ見まくほしき君かな」、古今集(九〇一)(在原業平の返歌)「世の中にさらぬわかれのなくもがなちよもとなげく人のこのため」とある。ま

た、伊勢物語八四段「さらぬ別れ」にもこの歌は収録されている。年老いて避けられない別れもあるというので、いよいよ逢いたいと思うあなたです、との意味。

(註36) 上杉家御年譜の記載では、鷹山は、安永三年三月二十九日参勤で江戸に向かうが病人を助けた話題の記載はなく、翹楚篇に符合するものとしては、安永七年四月十八日の記事に鍋掛と大田原間で「アダ」に乗る病人を助けた記載がある。

(註38の1) 「浅間代て」だが、御年譜(安永七年十月十六日)によると浅間・三瀨・山吉の三名が使者として発足しているので、「浅間代て」は、荏戸善政の代わりに浅間が行くとの意味と考えられる。

(註38の2) 「御老中御廻直々御下」は、老中が廻ったのか、鷹山が老中へ廻ったのか、この文だけではいずれとも取れるが、老中が廻るといふのは簡単なことではないので、鷹山が廻ることと思われる。

(註39の1) 原文の文字が「痛」か「痛」なのか不明確である。

(註39の2) 「折々の御目見えへ疎く打過」の「疎く」の趣旨は、お目見が他人行儀になったのか、目見が疎く(たまに) になったのか、明確ではないが、実父の長門守への孝心について、重定には日々思い上げるのに対して、大いに違いを感じて、折々のお目見えさへ、いい加減にしてみましたと悔やんでいる。

(註42の1) 「旅装束のまま御病床を伺せ給ひ即夜より御看病進らるべかりしが御慈愛の浅からぬより其夜は御暇進られ」の意味だが、「御暇進られ」が全体にかかると考えると、鷹山はこの夜は重定のもとへ行かなかったことになるが、御年譜天明七年十一月二十四日に「亥刻過、二の丸御殿へ直々入せられ御病

体伺わせられ、それより三之丸御殿へ御着座」とあり、旅装束のまま病床に伺い、さらにこの夜より看病すべきだがそれは行わなかつたと解される。

(註42の2)「此夜一寸入らせられ御対顔ありしまで」は、相手が重定なのか於豊(琴)なのか必ずしも明らかでないが、重定の看病が最優先とすると、「一寸(ちよつと)」入るのはお豊と考えるのが妥当と思われる。「以後は御奥にも入らせたまわず」とあるので、奥御殿に行き於豊と対顔した。

(註42の3)「あちこち散らばっているものを「ちらし」といっているので、ちらし草履は小者が使う為にあちこちに備えてある草履の意味と思われる。

(註43)「某々が其程あり」の「程」を身分の程度とすると、それぞれがその身分差があるとの意味になるが、次の行の「わけへだてなく」と齟齬するし、「わけへだてなく」は次の行の「別に寵遇も厚かりし」と矛盾し、統一的な現代語訳が困難である。

(註45)「其ほとり」について、「ほとり」は「はずれの場所」と「近くの場所」の両方の意味があるが、御年譜天明四年七月八日記載の覚書には、最寄りの寺院へ葬る旨の記載がある。

(註47)糠野目村の長樋は、堰の水をながすために松川(最上川)の上を横断する樋と思われる、これが流されるといふことは当然に松川が溢水する大洪水だったことを意味する。昭和四二年の羽越水害の二百年前の出来事である。

(註53の1)「生養は天地の徳にて万物生々のありさま目前の事に候」の意味は、おおよそ、万物の生い

育つことは天地のおかげであり、その様子は、まさにこの世の中で目前の事としてその有様を見ることができるとの趣旨と思われる。

(註53の2)「愛々のいまだ発らざるに」は、子どもがかわいらしく愛きよさを振りまくまでになく、親もいとおしむ心が起らないうち」。

参考文献

- 1 小関悠一郎 『明君の近世 学問・知識と藩政改革』 吉川弘文館 二〇一二年
- 2 『特別展 上杉鷹山公とその時代』 平成九年四月一日 第三版 米沢上杉博物館
- 3 『特別展 上杉鷹山 改革への道』 二〇一八年四月二七日 三刷 米沢上杉博物館
- 4 『上杉家御年譜 九 治憲公(1)』 昭和五四年三月一日 米沢温故会
- 5 『上杉家御年譜 十 治憲公(2) 顕孝公』 昭和五四年九月二〇日 米沢温故会
- 6 今泉亨吉 『上杉鷹山公 米沢信用金庫叢書2』 平成五年四月一日 第三版
- 7 横山昭男編 『上杉鷹山のすべて』 新人物往来社 一九八九年二月一五日
- 8 横山昭男 『上杉鷹山』 吉川弘文館 二〇〇二年四月一日新装版第九刷
- 9 『米澤人国記(中・近世篇)』 米沢市史編集資料第十号 昭和五八年三月二〇日発行

- 10 中村忠雄編 再増補訂正 『米沢大年表（再版）』 昭和四六年一月一日発行
- 11 甘糟継成 『鷹山公偉績録』 昭和十一年八月二十九日第二版 上杉神社社務所
- 12 杉原謙 『荏戸太華翁』 明治三十一年六月十五日発行（国会図書館デジタルコレクション）
- 13 『米藩名臣録』 米沢図書館デジタルライブラリー
- 14 大乘寺良一 『餐霞館と三の丸』 昭和十六年十一月二十五日発行（復刻版） 上杉神社社務所
- 15 青木昭博 「翹楚篇にみる上杉鷹山」二〇一九年一〇月 米沢図書館ふるさと歴史講座資料
- 16 『米沢年表〈中・近世篇〉』 米沢市史編集史料第九号 昭和五十七年九月十八日発行
- 17 池田成章 『鷹山公世紀』 大正十三年十二月十八日発行 池田成彬
- 18 今泉享吉著 『目で見える鷹山公偉蹟 上杉鷹山公写真集』 平成四年四月一日再版

あとがき

米沢市内の小中学校の体育館には、ステージに向かって左側に上杉謙信、右側に上杉鷹山（治憲）の肖像画が掲げてあります。高校などの校歌には、謙信（不識公あるいは藩祖）、治憲（鷹山公あるいは中興の祖）の名前が入っているところもあります。この様に米沢市内では、小学校の頃から謙信・鷹山については教えられています。謙信は「上杉家」の初代の人ということで、米沢では「藩祖」と呼んで信奉し、

謙信を祀った上杉神社は、春の桜の頃の例大祭は近郷の人々や他県からの観光客でにぎわいを見せます。

本書の主人公鷹山（治憲）は米沢藩上杉家の「中興の祖」ということで、「治憲」よりは「鷹山」の名が有名で、その名の方が市民には親しまれています。鷹山（治憲）は、上杉神社（米沢城址）の手前にある松岬神社に祀られています。松岬神社には外に上杉景勝、直江兼続、細井平洲、竹俣当綱そして荏戸善政と六柱が祀られ、細井、竹俣そして荏戸は、鷹山と同時代に活躍した人物です。

「翹楚篇」は鷹山が上杉家に来てから、隠居後二年後位までの記録です。荏戸善政が鷹山の三十数年間の言行を嫡子顕孝に伝えようとしたものです。その中には、米沢藩の公式な記録「上杉家御年譜」に書かれているものもありますが、「御年譜」に記載のない、奥での私生活や城内、そして江戸屋敷での生活などが記録されていて興味深いものがあります。内容は養父重定への親孝行の事が多く、重定を大事に思っていたことがわかります。鷹山は米沢にいたときは、米沢近郊をめぐる事が好きだったことが描かれています。江戸在府の折には、余り外出をせずに、江戸屋敷に居る事が多かった様子も描かれています。

「翹楚篇」の著者の善政は鷹山より一年半くらい早く隠居しています。鷹山が隠居すると、善政はその隠居所へ、自分の作った煙草を献上する逸話を読むと、二人の友情にほっこりとさせられます。とくに、善政の作った煙草を献上する逸話を読むと、二人の友情にほっこりとさせられます。

一方、家臣への気配りについての逸話も多く書かれています。善政をはじめ、諸士の病気や、諸士の家族の病気にも気遣い、温泉などへ休養をとらせる話もあります。庶民にも心遣いされ、諸士、庶民の九十

歳以上の、祖父母、父母の長寿を祝賀して表彰しています。米沢の市井の庶民とのかかわりあいも記述されています。この様に、鷹山は米沢の国民の事を考えていて、人情味があり、ユーモアもある生活態度で藩政を行っていたことが良くわかる史料です。「翹楚篇」に描かれた逸話は時系列がバラバラですので、事項のつながりが判りにくいのですが、年表を参考にして読んでいただければと思います。

「翹楚篇」の写本は全国に百冊以上ありますがすべて手書きです。市立米沢図書館所蔵の幾つかの写本を見ると、写す人の癖や、写し違いなども見受けられ、個性を感じさせます。

「古文書（こもんじょ）」の正式な定義からすると「翹楚篇」は「古文書」とは言いえないのですが、私たちはくずし字で書かれた近世以前の文書を古文書と言っていて、この古文書では、仮名に、いくつかの漢字からなる「変体仮名」を使用し、その変体仮名を覚える事が、私の古文書を読む第一歩の学習でした。また漢字は仮名と違い数も多く、形も複雑で覚えるのが大変で、出てくる頻度が多い漢字は自然と読めるようになりませんが、多くの漢字を読めるようになるには時間がかかります。

昔の人々は、漢文が当然の教養（学問）であったので、私たちが知らない熟語や漢字がよく出てきます。くずし字で書かれた字は、画数が分からず漢和辞典を引くことも出来ず古文書の勉強当初は戸惑うことが多いと思います。米沢古文書研究会の毎月の例会では、会員が順番にテキストを「朗読」することが義務付けられているのですが、分からない文字は、「読めません」と素直に訴えれば、周りから読みを教えてくださいますし、時には講師も分からない場合もありますが、皆の知恵を出し合っくずし字を徐々に覚えて

いきます。皆さんもぜひ参加下さい。

この本は、解説部分は研究会例会で私が担当した輪読講義をもとに平賀と岡崎が共同で執筆し、「はじめに」と現代語訳・訳註はおもに平賀が担当して執筆し、解説部分はおもに岡崎が担当して執筆しました。全体の編集は研究会の高橋敬一会長が行いました。二〇二〇年は新型コロナウイルス感染症の蔓延で世の中が騒然となり、研究会も例会の中止を余儀なくされ、本書の執筆打合せのため集まることもできず、予定より大幅に本書の発行が遅れました。なお本書の発行の費用の一部については米沢市松坂世紀記念財団の奨励金および荘内銀行ふるさと創造基金の助成金を頂戴しました。感謝申し上げます。

本書の翹楚篇原文画像は市立米沢図書館所蔵で、同図書館の許可を得て利用させていただきました。何はともあれ出版に至ることができたのは古文書研究会の皆さん、米沢市教育委員会の宮田直樹さん、市立米沢図書館副館長の青木昭博さん、図書館郷土資料室主任司書の石黒志保さんほかの図書館職員の方々のご協力ご指導があったればこそと、深く感謝申し上げます。

二〇二〇年十一月

岡崎勝利

岡崎勝利（おかざきかつとし）

1945年山形県高畠町生まれ

米沢市在住、米沢古文書研究会前副会長

平賀陽子（ひらがようこ）

1945年宮城県高倉村（現大崎市）生まれ

米沢市在住、米沢古文書研究会副会長

米沢古文書研究会双書

知っておきたい上杉鷹山のエピソード

「^{ぎようそへん}翹楚篇」を読む

202 年 月 日発行

著 者 岡崎勝利、平賀陽子

発 行 米沢古文書研究会 会長 高橋敬一

印 刷 永井印刷